

# 特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式等信用取引等約款

## (約款の趣旨)

- 第1条** この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）において開設する特定口座（租税特別措置法に定める特定口座をいいます。）に関する事項を定めるものです。
- 2 申込者と当社の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの約款に定めがある場合を除き、証券取引約款等他の約款の定めるところによります。

## (特定口座開設届出書等の提出)

- 第2条** 申込者が特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。
- 2 特定口座の設定の申込みを受付けた場合は、当社は特定保管勘定（当該特定口座に保管の委託等（振替口座簿への記載もしくは記録（以下、記載もしくは記録をあわせて「記帳」といいます。）または保管の委託のことをいいます。以下同じです。）がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。）および特定信用取引等勘定（上場株式等の信用取引等（租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する信用取引および発行日決済取引をいいます。）の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。）の設定の申込みが行われたものとして取扱います。（ただし、新たに信用取引口座または発行日決済取引口座を開設する際には、別途所定の手続が必要となります。）
- 3 特定口座を設定する際、当社は申込者が保有するMRF（マネー・リザーブ・ファンド）をすべて換金するものとします。
- 4 申込者が特定口座内保管上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいいます。以下同じです。）の譲渡および特定口座において処理される上場株式等の信用取引等にかかる差金決済による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ、特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただくものとします。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後につきましては、申込者から源泉徴収を選択しない旨のお申出のない限り、毎年、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。
- 5 申込者が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等にかかる所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しなければなりません。なお、同届出書をご提出いただいた場合は、当社は特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。）を申込者の特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）に設定いたします。
- 6 申込者が前項に規定する特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出しなければなりません。
- 7 申込者が当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該申込者は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

## (特定保管勘定における保管の委託等)

- 第3条** 特定口座にかかる上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等にかかる口座に設けられた特定保管勘定において行います。
- 2 上場株式等の信用取引等は、特定信用取引等勘定において行います。

## (所得金額等の計算)

- 第4条** 当社は、特定口座内保管上場株式等の譲渡および特定口座において処理される上場株式等の信用取引等にかかる差金決済による所得金額等の計算ならびに源泉徴収選択口座内配当等にかかる所得計算を、租税特別措置法その他関係諸法令の定めに基づき行います。

## (特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)

- 第5条** 当社は、申込者の特定保管勘定においては次の上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得した租税特別措置法第29条の2第1項に規定する特定新株予約権等にかかる上場株式等その他租税特別措置法等関係諸法令で定められたものを除きます。）のみを受入れます。なお、下記に該当する上場株式等であっても、当社の都合により特定保管勘定にはお預りしないことがあります。
- (1) 特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付の委託により取得した上場株式等または当社から取得した上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れるもの
- (2) 当社以外の金融商品取引業者等に開設されている申込者の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等であって、所定の方法により、当社の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されたもの
- (3) 当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限りません。）により取得した上場株式等

- (4) 当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引等勘定において行った信用取引等により買付けた上場株式等のうち、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等
  - (5) 申込者が、贈与、相続（限定承認にかかるものを除きます。以下同じです。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認にかかるものを除きます。以下同じです。）により取得した当該贈与にかかる贈与者、当該相続にかかる被相続人または当該遺贈にかかる包括遺贈者の当社に開設していた特定口座または特定口座以外の口座に引続き保管の委託等がされている上場株式等であって、所定の方法により、当社の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されたもの
  - (6) 申込者が、次に掲げる事由により取得した上場株式等であって、特定口座内保管上場株式等を基因とし、特定口座への受入を保管の委託等をする方法で受入れたもの等、関係法令の定めによりその受入れが認められているもの
    - ① 株式または投資信託もしくは特定受益証券発行信託の受益権の分割または併合
    - ② 株式または新株予約権もしくは新投資口予約権の無償割当
    - ③ 法人の合併または分割
    - ④ 株式交換等
    - ⑤ 取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議または取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債の取得事由の発生
    - ⑥ 株式の割当てを受ける権利もしくは新株予約権の行使または取得条項付新株予約権の取得事由の発生または行使
    - ⑦ 当社が行う募集により取得した、または当社から取得した上場株式等償還特約付社債（取得の日の翌日から引続き当社に保管の委託等がされているものに限り。）の償還
    - ⑧ 金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げる取引による権利の行使または義務の履行
    - ⑨ 特定口座内保管上場株式等を当社に貸し付けた場合における貸付契約（貸付期間の終了後直ちに貸し付けた特定口座内保管上場株式等と同一銘柄の上場株式等が当社から申込者の特定口座に振り替えられることを約するものをいう。）に基づく、当該上場株式等の返還
  - (7) 申込者が、従業員持株会契約等に基づき取得した上場株式等（当該持株会契約等に基づき当社に開設された口座に、その取得の日から引続き保管の委託等がされているものに限り。）で、当該口座から当社の特定口座へ振替の方法により受入れるもの
  - (8) 保険会社の相互会社から株式会社への組織変更に伴いその社員に割当てられる株式で、その割当てられる株式のすべてがその株式の上場等の際に一定の方法により当社の特定口座に受入れるもの
  - (9) 金融商品取引所等の上場等をする日より前から引続き所有していた上場株式等以外の株式等で、その株式等の上場等の日の前日において有するその株式等と同一銘柄の株式等のすべてを、その上場等の日に当社の特定口座に受入れるもの
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、租税特別措置法その他関係諸法令で定められたもの
- 2 当社は、申込者の特定信用取引等勘定においては特定口座開設届出書の提出後に開始する上場株式等の信用取引等に関する事項のみを処理いたします。

#### (源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

**第6条** 当社は申込者の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記帳がされ、または当該営業所に保管の委託がされている上場株式等にかかるものに限り。）のみを受入れます。

- (1) 租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等（同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。）で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
  - (2) 租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
  - (3) 租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
  - (4) 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
- 2 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受取った後ただちに申込者に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。

#### (特定上場株式配当等勘定における処理)

**第7条** 源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座内に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理いたします。

#### (譲渡の方法)

**第8条** 特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行います。

#### (源泉徴収)

**第9条** 当社は、申込者が特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいたときは、租税特別措置法第37条の11の4その他関係法令の規定に基づき、源泉徴収を行います。

2 上場株式等の譲渡を外貨決済により行った場合であっても、源泉徴収は円貨で行います。

#### (特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)

**第10条** 特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当社は申込者に対し当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第2号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日および当該取得日にかかる数等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

#### (特定口座内保管上場株式等の移管)

**第11条** 当社は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲等）第1項第2号に規定する移管については、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項および第11項の定めるところにより行います。

#### (贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ)

**第12条** 当社は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲等）第1項第5号に規定する上場株式等の受入れについては、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号または第4号および租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項から第17項までに定めるところにより行います。

#### (年間取引報告書等の送付)

**第13条** 当社は、特定口座年間取引報告書を作成し、法令に定めるところにより、申込者への交付および所轄の税務署長への提出を行います。

#### (契約の解除)

**第14条** 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- (1) 申込者が当社に対して特定口座廃止届出書を提出したとき
- (2) 申込者が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、諸法令の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- (3) 特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき
- (4) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

#### (出国口座等)

**第15条** 前条第2号に該当することとなる申込者は、諸法令の定めに基づき、出国前に当社に開設された特定口座にかかる振替口座簿に記帳、または保管の委託をされていた上場株式等（株式累積投資、日々決算型投資信託の受益権等、当社で本取扱いができない一部の商品を除きます。）のすべてにつき、出国後引き続き当社に開設されている口座（出国口座）にかかる振替口座簿に記帳を受け、または保管の委託をすることにより、帰国後に当社に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。

2 前項に定める取扱いをご希望される申込者は、出国前に特定口座継続適用届出書を当社に提出し、かつ、帰国後に特定口座開設届出書および出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当社に提出いただきます。

#### (特定口座を通じた取引)

**第16条** 申込者が当社との間で行う上場株式等の取引および上場株式等の信用取引等に関しては、特に申込者が申し出た上で当社が認めない限り、すべて特定口座を通じて行います。

#### (外貨建MMFの返還にかかる特例)

**第17条** 申込者から、申込者の源泉徴収選択口座に受入れた外貨建MMF（外貨建MMF累積投資約款に掲げる外貨建MMFをいいます。以下同じです。）の返還の請求（円貨で受取金額を指定し、円貨で金銭を受取る場合に限りです。）があった場合において、次の①に定める金額が次の②に定める金額を超えるときは、当社は次の計算式により計算した口数を換金し返還するものとします。

- ① 1口当たりの返還金
- ② 返還の請求があった外貨建MMFの返還請求日の前営業日における取得価額（特定保管勘定における1口当たりの取得価額をいいます。）

$$\text{換金する口数} = \text{申込者が指定する受取金額} \div \{1 \text{口当たりの返還金} - \text{分配金にかかる} 1 \text{口当たりの源泉税額} - (\text{①} - \text{②}) \times \text{譲渡益税率}\}$$

#### (特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

**第18条** 特定口座内公社債等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、申込者に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等にかかる1単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。

#### (特定口座にかかる事務)

**第19条** 特定口座に関する事項の細目については、関係法令およびこの約款に規定する範囲内で、当社が定めるものとなります。

#### (合意管轄)

**第20条** 申込者と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

**(約款の変更)**

**第21条** この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

**(複数口座の取扱い)**

**第22条** 特定口座は租税特別措置法により一証券会社につき一つの特定口座と定められているため、当社内に複数開設されている場合は法令または当社の定めるところにより以下の各号に同意したものとして取扱います。

- ① 当社は、複数の特定口座を管理する場合は、法令の定めるところにより、いずれか一つの特定口座において合算して所得金額等の計算および特定口座年間取引報告書等の作成を行い、申込者への交付および所轄の税務署長への提出を行うこと
- ② 前号の規定により複数の特定口座の契約内容（第2条に定める事項）は同一にさせていただくこと
- ③ 第①号の規定により複数開設されている特定口座の一部の契約解除（第14条）に応じられない場合があること

以上

2023年7月